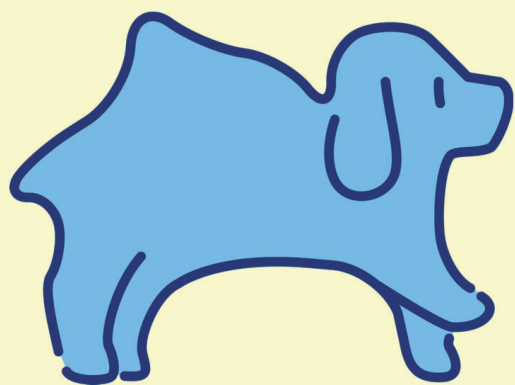




Kanagawa-Kenで

企業等法人の皆様

農業参入に
興味ありませんか

～相談窓口で参入支援をします～

疑問①

神奈川県で農業できるんですか？

できます！

約1.8万ヘクタールの農地があり、担い手が不足しています！

疑問②

どんな農産物が生産されていますか？

野菜の生産割合が高いですが、
果樹や花き、生乳等の生産も盛んです

疑問③

農業参入を検討したいけれど…
どこに相談すればいいの？

神奈川県立かながわ農業アカデミーに
ご相談ください！

電話 046-238-5274

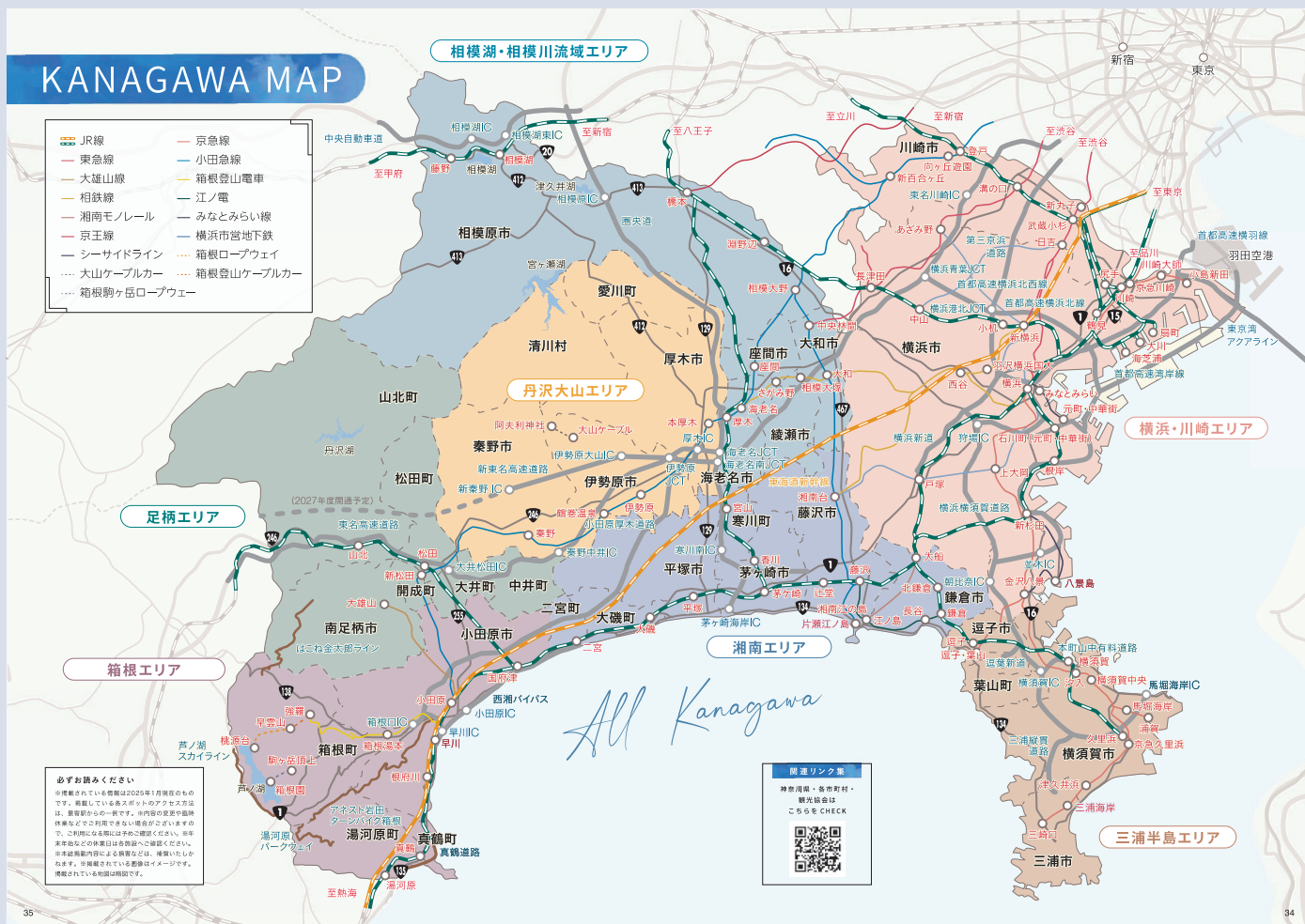
農業を始めるために必要な、いろいろな情報を提供します。

◆神奈川県で農業参入する強み

神奈川県の人口は920万人と大消費地であることから、生産された農産物の多くは地域で消費されています。また、道路網、鉄道網が整備されていることから、東京都等の大消費地への流通が容易であり、また、観光地へのアクセスも良いことから、県内外、海外から観光客も多く、販売機会にも恵まれています。



神奈川県の農業農村整備のマスコットガール「とっちーちゃん」



※出典 神奈川県観光ガイドブック かながわるるるん

◆農業の概要

農家一戸あたりの耕地面積が0.86ha（全国平均2.5ha）と規模は小さいですが、野菜や花きを中心に、高い技術力を生かして農地を高度に利用した土地生産性の高い経営が行われています。

農地の8割が畑で、温暖な気候と大消費地に近いという利点を生かし、野菜や果実のほか、牛乳、豚肉など生鮮食料を中心とした生産が盛んです。

また、販売は、市場出荷や都市近郊である強みを生かした直売、契約出荷、観光もぎとり園など様々です。

項	目	単位	神奈川
耕	地	ha	17,800
	うち畑		
	うち田		
農	家	戸	21,290
	うち販売農家		
農	家	経営体	11,402
	うち個人経営体		
	うち団体経営体		
農業算出額		億円	671
1戸当たり耕地面積		ha	0.86
10aあたり生産農業所得		千円	136

※出典 かながわ農林水（令和6年度版）

○ 担い手の状況

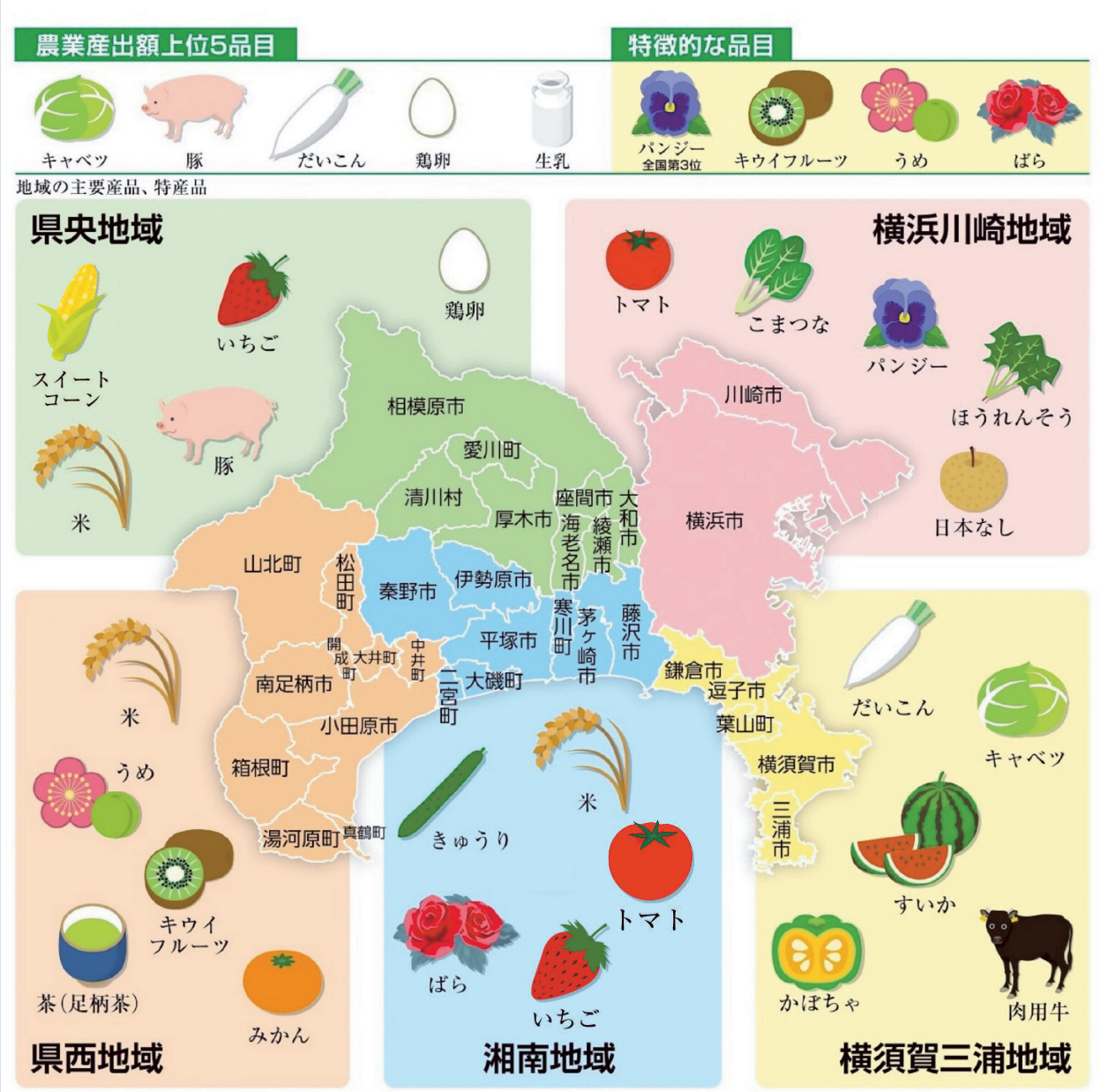
農業の担い手の減少や高齢化が進んでおり、農業就業人口に占める65歳以上の割合が過半数(約65%)を占めるなど、担い手の確保が課題となっています。そのため、企業等法人の新規農業参入による農業の活性化が期待されています。

○ 農地の状況

耕地面積は昭和40年代の都市化により急激に減少をしましたが、その後緩やかな減少傾向で推移し、県土の約7.4%の17,800haの耕地があります。

◆ 地域別の主な農産物

横須賀三浦地域では、温暖な気候を生かし、だいこんやキャベツなどが栽培される全国有数の露地野菜産地です。県西地域では、みかんやキウイフルーツなどの果樹栽培が見られます。県央、湘南地域では都市的地域から山間部までバラエティの富んだ立地で、施設園芸、果樹、米等、農産物も多彩です。もっとも都市化の進んだ横浜川崎地域においては農地は貴重な存在であり、多品目な農産物が生産され、地域内で多く消費されています。



※ 関東農政局作成「関東農業マップ」引用・加工

◆法人が農業参入をするには？

企業等の法人が農業参入をするには、自ら農畜産物を生産するために農地を利用するもの、農作業を受託するなど農地所有・貸借を必要としない農業参入があります。農地を利用した農業参入には、農地を所有することができる農地所有適格法人と、貸借のみ可能な一般法人があります。

◆農地の売買・貸借には許可を受ける必要があります。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合、農地法による農業委員会の許可等が必要です。なお、この許可等を受けるためには、法人の農業参入要件のほかに、農地等の全てを効率的に利用することができる農業技術を有するなどの要件があります。

〔 農地の利用について決めている法律の種類 〕

農 地 法	⇒ 農業委員会の許可
農地中間管理事業の推進に関する法律	⇒ 県知事の認可、公告
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	⇒ 市町村長の認定

◆法人の農業参入に向けた準備すべきポイント

○農業参入目的の明確化

農産物の生産販売、経営の多角化、6次産業化、農福連携、福利厚生など参入の位置づけを整理することが大切です。また、農業経営は天候などに左右されるため、農業参入のリスクを考慮することが大切です。

○農業技術の確保

安定した生産・販売により経営を続けるためには、農業技術が必要です。また、農地の所有や貸借には、農地等の全てを効率的に利用することができる農業技術が必要です。

法人が農業技術を取得するためには、①社員がかながわ農業アカデミーを卒業する。先進的農家での研修を受ける。②農業経験者を雇用する。③地域の農業者を指導者とする。などが考えられます。

○地域の理解

農村地域では見知らぬ企業が地域に参入することに対して不安を感じる住民も存在します。参入には地域社会の一員として、地域へ溶け込むことが重要です。

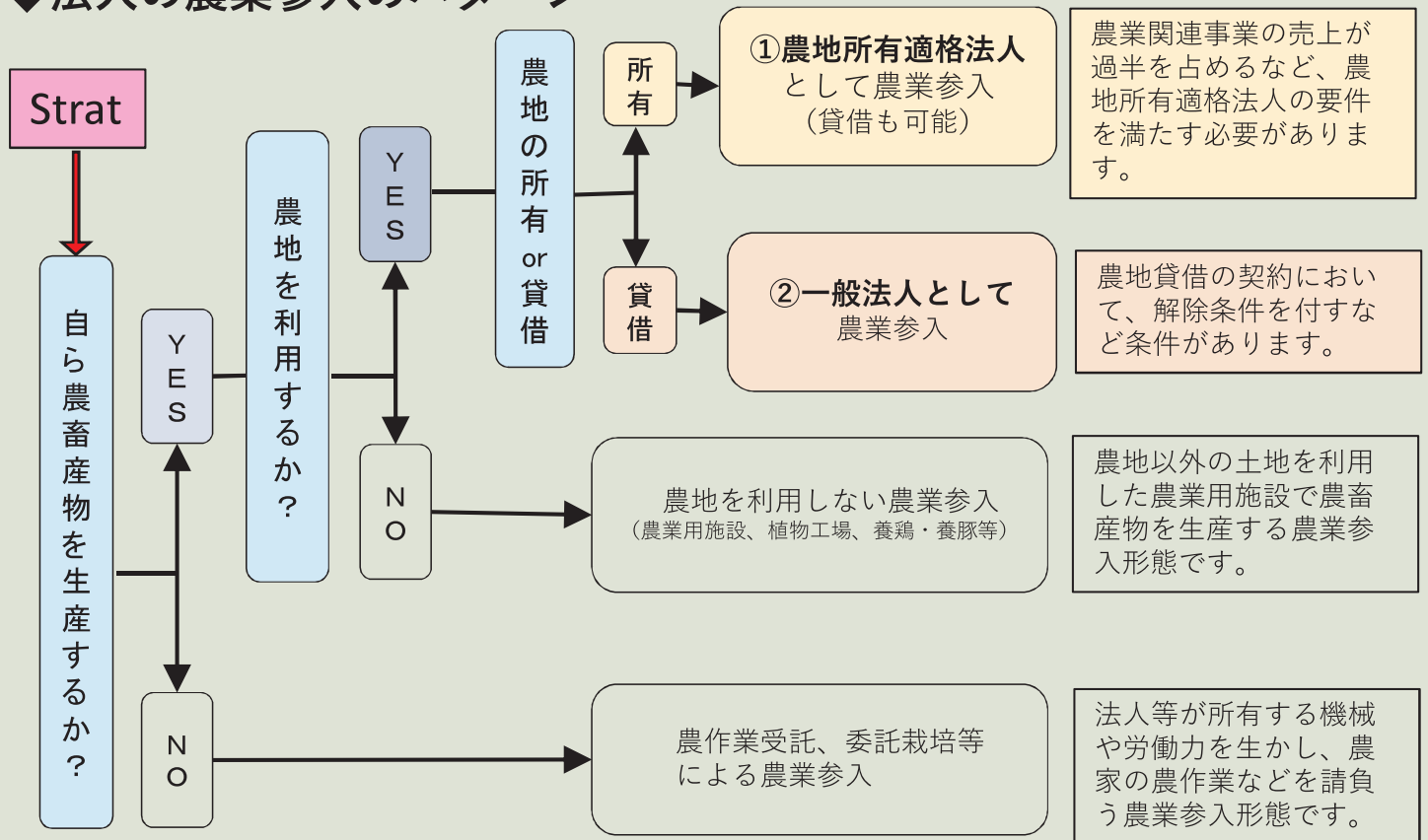
○参入地域の選定

気象や土壌条件など生産する品目に適した農地確保が必要です。また、販路や利便性なども含めて参入地域を選定することが大切です。

○販路の確保

経営を安定的に行うためには、消費者ニーズの把握、販売ターゲットの選定、栽培スケジュールに合わせた販路の確保などが大切です。

◆法人の農業参入のパターン



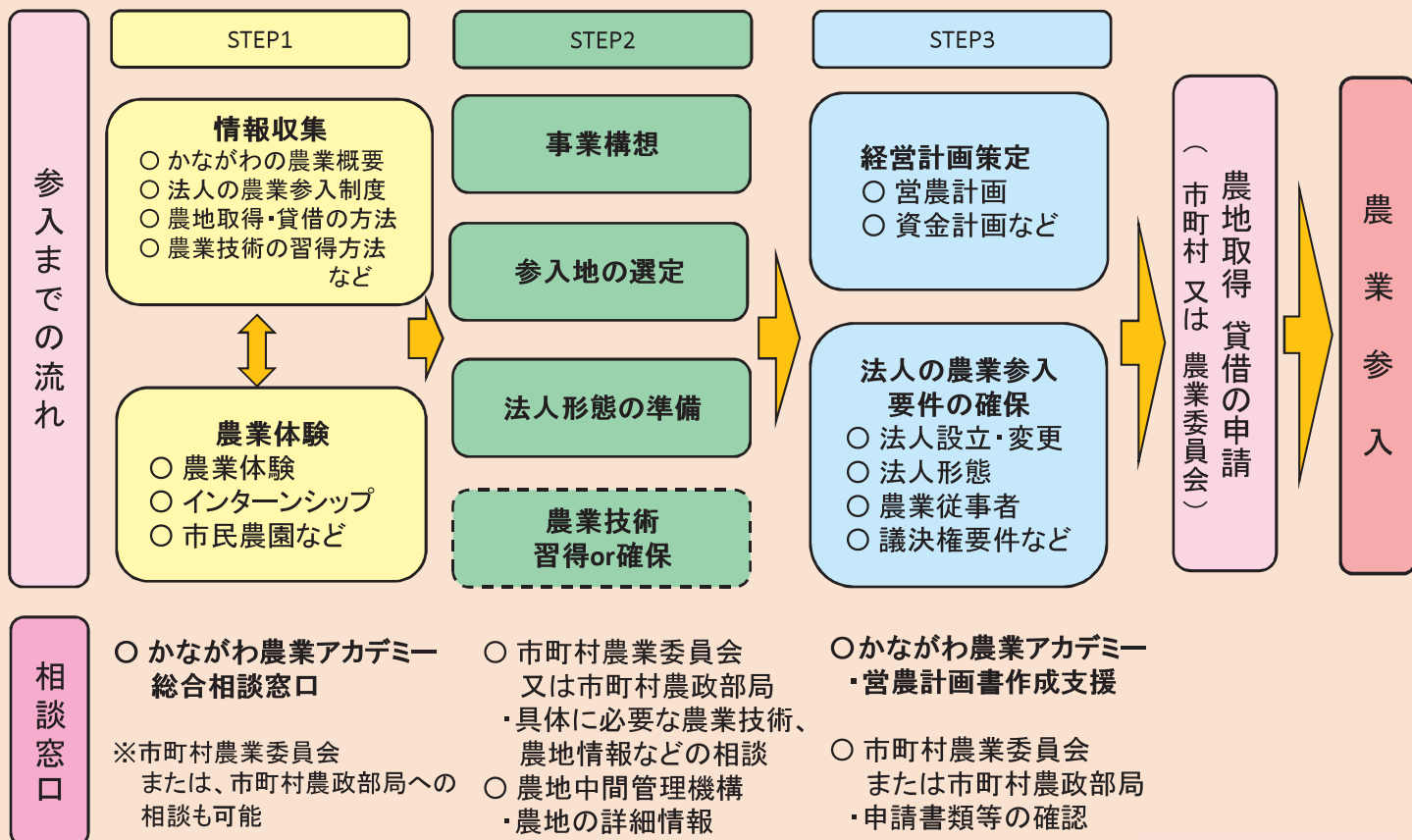
①農地所有適格法人 (所有、貸借が可能)

- 法人形態は、株式会社（公開会社ではない）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかです。
- 農地所有適格法人は「主たる事業が農業であること」が必要です。主たる事業には農畜産物の製造、加工、販売、農業生産資材の製造等が含まれ、売り上げ額の過半であることが必要です。
- 株式会社や持分会社においては、総議決権又は総社員の過半が「農地の提供者」、「その法人の農業に常時従事する者（原則、150日以上）」など農業関係者が占めることが必要です。
- 役員の過半の者が「その法人の農業に常時従事（原則、150日以上）する構成員であること」、かつ、「役員または重要な使用人のうち1人以上が原則年間60日以上農作業に従事すること」が必要です。

②一般法人 (賃貸借のみ可能)

- 法人形態、事業、議決権の制限は無く、幅広い法人の農業参入が可能です。そのため、新たに法人を立ちあげる必要が無く、本県の法人の新規農業参入の多くは一般法人となっています。
- 業務を執行する役員または重要な使用人のうち1人以上が「その法人の農業に常時従事（年間150日以上）すること」が必要です。
- 農地は賃貸借または使用貸借に限られ、農地を適正に使用しない場合は契約を解除する旨の条件を契約書に付す必要があります。

◆法人の農業参入の流れ（農地所有適格法人・一般法人）



相談の申し込み・所在地

かながわ農業アカデミーでは、新たに農業参入を希望する企業等の法人を対象に相談窓口を設け、農地に関連する制度をはじめとする各種情報提供などの支援をしています。

ご相談は予約制となります。
あらかじめ、日時を調整のうえ、御来校をお願いします。

神奈川県立かながわ農業アカデミー
就農企業参入課 就農支援班

〒243-0410 海老名市杉久保北5-1-1
TEL 046-238-5274
FAX 046-238-9720

【交通】

海老名駅東口から相鉄バス
3 番乗場「下浜田経由農大前」もしくは
2 番乗場「大谷宿経由農大前」
終点「農大前」下車徒歩 1 分



県PRキャラクター
かながわキンタロウ

【ホームページ】こちらから

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5g/academy-top/index.html>

